

令和8年3月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和8年3月23日（月）13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 双葉町農業委員会事務局職員の任免について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員 議席7 志賀 睦 委員

議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課副主査（農業委員会事務局併任） 森田 詢平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、只今より、双葉町農業委員会令和8年3月定例総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、ご苦勞様です。山田委員は欠席のようですが、本日は、何かとお忙しい中、3月定例総会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、農地法第4条第1項の規定による許可申請が1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請が2件、それから協議事項と報告事項がございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、あいさつといたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、山田委員、新川推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告させていただきます。

合わせて、議案審議の前に先月の定例総会で確認事項がありましたことについて報告いたします。

志賀会長職務代理者からご指摘がありました、太陽光発電設備の設置を目的とした農地法第5条第1項の規定による許可申請書につきまして、住民説明会が適切に終わったことを確認した後に農地転用の許可申請を受理すべきという意見がございましたが、そのことについて、条例の所管担当課である町建設課へ相談させていただきました。

その結果としまして、今後、条例を見直すタイミングで検討いただけるとのことです。

合わせて相双農林事務所の方に、住民説明会後に農地転用の許可申請を提出するよう行政指導することは可能かどうか確認したところ、農地法では、転用許可基準として事業の確実性を設けているものの、条例では工事着手前に説明会が行われ、届出も受理されれば事業を行えることとなっており、転用許可申請時点で住民説明会の予定日が記載されていることから、届出がないことをもって事業の確実性が損なわれるとは言い難いため、説明会後に申請を行うよう指導することは適切ではないとのことでした。

ただし、任意のお願いであれば可能とのことでした。

説明会の予定がないのであれば、説明会の予定日等を事業計画書に記載するよう指導し、開催の目途が立たない明確な理由がない場合であれば、調整後改めて申請するよう指導することはできるとのことです。

報告は以上となります。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長として議事を進行いたします、よろしくをお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより令和8年3月定例総会を開会いたします。

【澤上会長】

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

事務局長。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

まず、2月19日、2月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員1名。そして中野と石井技査、森田副主査が出席しております。

3月5日、農地法第5条第1項の規定による工事完了報告に係る現地確認が1件ございました。こちら双葉町大字××地内で、石井技査、森田副主査で現地確認を行っております。

3月16日、農地転用申請案件1件の現地確認と営農型太陽光発電事業における栽培実績報告に係る現地確認3件を含めまして、双葉町大字××地内で大森委員、大字××地内で井戸川委員、それから事務局から石井技査、森田副主査で確認を行っております。

3月17日、現地確認、こちら農地転用申請の関係で2件ございます。双葉町大字××地内、××地内で木幡委員と事務局から石井技査、森田副主査が確認を行っております。

以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第 1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、会長及び総会において定めた 2 名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には、7 番・志賀委員、1 番・鶴沼委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

【×××委員】

次の議案は××ごとなので、退席させていただきたいです。

【澤上会長】

許可します。

一時休議します。

(×××委員退場)

【澤上会長】

会議に戻します。

日程第 2、議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和 8 年 3 月 23 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明いたします。

申請者は、双葉郡双葉町大字××字×××××/×××××氏です。

本件は、双葉町へ帰還したいという申請者の意思のもと、現自宅が土砂災害警戒区域の範囲で、移設の希望があることから、現在の自宅の近隣の土地でかつ、町道沿いの角地で周辺の農地に支障を及ぼす恐れはないと認められるため、当該地を選定し農地転用を行うものです。

申請農地は、双葉町大字××字×××××、地目は田で、面積は×××㎡。都市計画法上は非線引き区域になります。場所については位置図、現況図をご確認ください。

今回の申請地は既に農振除外をしており、第1種農地ではありますが、第1種農地の転用の例外要件である集落接続事業を満たしているものとなります。

資料をご覧ください。3の転用計画ですが、(1)転用事由の詳細は農家住宅の建設、(2)事業の操業期間は農家住宅として、永続的な利用になります。(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要ですが、工事期間は許可日から令和8年10月までとしています。農家住宅として87㎡が建築面積になります。

また、土地利用計画図、三斜求積図、立面図、平面図を付けてあります。土地利用計画図を見ていただくと、建物の西側が進入口となっています。

4の資金調達についての計画については、建築費××××万円について、自己資金で対応するとしています。5の転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要については、申請地南側は法面となっており、降雨時に土砂が流出するおそれがあるため、法面下部に土留めブロックを設置し、土砂の流出防止措置を講じます。また、雨水については道路側溝へ適切に排水する計画とし、これによって、転用による土砂や雨水の流出はないとしています。また、建築に伴い周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことはないとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、公図、申請農地の全部事項証明書、×××××氏の資金状況を確認するものとして、銀行の残高証明書の写しを添付しています。また、理由書を添付しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、木幡委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【木幡委員】

3月11日に事務局の方と現地を確認させていただきました。

場所については、昔、××の公民館があった場所で道路を挟んだ南側ということになります。

申請地は××××でここに×××××の家を建てるということで、その隣の××××にはトラクター等が入った倉庫がすでにありました。

ここも合わせて、一体的に利用する計画のようです。

先ほどもご説明がありました、雨水については、道路側溝へ適切に排水する計画となっているようなので、大きな問題は無いと思います。

また建設予定地の道路挟んだ東側には、現在×××××の整備が進められております。

【澤上会長】

それでは本件について審議に入ります。

質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

【澤上会長】

×××さんの家の前は全部×××××になるんだ。

【榎内推進委員】

1町歩あるから、かなり大きいですよ。

【澤上会長】

ほかに議案の質疑ご意見等ありましたら、お願いします。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第5号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 5 号の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

一時休議します。

(×××委員入場)

【澤上会長】

続きまして議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和 8 年 3 月 23 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字×××××の農地を所有権移転し、農地転用を行うものです。

譲受人は、東京都××市×××／××××氏、譲渡人は、双葉町大字××字×××××／××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××市に本社があります株式会社×××××が土地所有者の××さんと太陽光発電事業者の××さんを仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××××、地目は畑で、面積は×××m²。都市計画法上は非線引き区域であり用途地域になります。場所については位置図、現況図をご確認ください。場所は××の墓地がある所の北側になります。

資料に戻っていただいて、3 の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。

(3) 事業の操業期間は許可日から 30 年間、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、合計 300.55 m²の太陽光パネルを合計 3 基設置するとしており、工事の期間は、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の受理通知日から令和 8 年 6 月 30 日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の北西

側に設置する 1 号柱から、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。なお、フェンスは敷地の境界より 1mほどセットバックし設置する計画となっています。

あらためて、4 の権利の設定・移転については、所有権の移転、許可後、永年としています。

5 の資金計画については、用地費として××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応するとしています。6 の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、防草シートを設置するため、自然地下浸透はしますが、北側に排水できるよう、若干の傾斜は作るとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、公図、××××氏の資金状況を確認するものとして、銀行の取引明細書の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。

なお、今回の農地は畑ですので土地改良区の受益地から外れているため、土地改良区の意見書は添付されていません。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、木幡委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【木幡委員】

それでは、報告いたします。

場所については、×××××、県道××××線の道路を挟んで北側が××になっています。

その××のすぐ北、××川とその××の間で、ここにも書いてありますように地目は田んぼではなく、畑であったということなのですが、現場は草が生い茂っている状態です。

その隣には、すでに太陽光発電設備が建設されております。

特に大きな問題はないのかなと思いますし、雨水等については、川の方に流れるように調整していただければ、それで十分と思われます。

以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑・ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

【大森委員】

よろしいですか。

事業計画書⑦に令和8年2月14日事業内容説明会を実施、その下に3月7日に再度説明会を実施したとあるが、どういうことなのか。

これは1回やってだめになってしまったという意味か。ちょっと疑問があるので教えてほしい。

【石井技査】

こちらは一度、2月14日に開いたんですが、その時は人数が集まらなかったもので、再度3月7日に行ったと聞いております。

【大森委員】

この中身は上手くいったと。

【石井技査】

人数は集まったということは聞いており、建設課の方に提出されたか確認しましたが、提出までは至っていないというような話でした。

【志賀委員】

ちょっとよろしいですか。

先ほど局長さんが言った話だと、県は条例の記載があればこうやって受け付ける訳ですよ。そうすると、双葉町の条例は、何も関係ないってことじゃないですか。

だから条例はもう関係ないんですよ。

これは説明会をやっていれば双葉町の条例は関係なく、農地法上は結局、県が受け付け許可するということですよ。これ大丈夫なんですか。

極論を言うと、農業委員会で審査せず県に出せばいいんじゃないですか。

【澤上会長】

これ説明会では特別、問題は出なかったのかな。

【石井技査】

説明会の内容まではこちらに話はなかったです。

【志賀委員】

先ほど、お話いただきましたが建設課にはまだ提出されていないんですよ。

我々としては農地法上は問題ないから、これで受け付けをして、その後、県に進達して終わりなんですよ。

【中野事務局長】

前回ちょっとお話させていただきましたけれども、条例の趣旨と農地法の趣旨が異なります。

まず我々の方で審議するのは、農地法で、周辺農地に支障があるかどうかの判断が農業委員会で行います。

一方で条例上については、景観を含めて適正な利用ということなので、周りの地権者、関係者から意見を吸い上げて、適切に手続きが進めば受理をするということです。

今回の場合、1回目は集まらず流れましたが、2回目に若干人数が集まって、説明会の体が成されたということを聞いております。

その結果、議事録を作ってそれを届け出書と一緒に建設課へ提出する必要があり、その議事録には区長さんの署名をもらわなければいけないんですけど、その手続きが遅れるかどうか分かりませんが、提出がまだということになっています。

農地法上の手続きは今から農業委員会でご審議いただいて、その結果を踏まえて、県の方に進達します。法令上、問題がなければそのまま許可になりますが、一方で条例上は受理をしない限りは着手ができないので、許可が出ても着手はできない状況となります。

【井戸川委員】

ちょっと、よろしいですか。

先月、行政区長会の総会をやったんですよ。

そこで説明会について、行政区長に全然話が来てないんですよ。

ちょっとした説明だけで、分かる人は分かっていますが分かってない人は全然分かってないんですよ。

だからこの前、私らは議事録の中身に対しての署名はしませんって言ったんです。

勝手に作ってきた議事録に署名なんかできないですよ。

そういう説明会をやりましたということには証明できますよ。

でも内容に対しては、署名できないですよ。

要するに、その説明会をやったという事実だけで、内容に関しては、私は責任を負えない。このことについて、建設課の説明が余りにもなさすぎる。

今回だって、ここの担当の行政区長さんが署名するわけでしょうから、その議事録にはどう対応しているかが疑問です。

【志賀委員】

今、言った話ですと行政区長さんがもし議事録に署名しなかったら、議事録を出せない。

先ほど、局長さんが言うようにこれは進達したとしても着工できない。それでずっと着工できないとなると、何のために我々はやっているのか分からない。

【井戸川委員】

議事録の内容に関しては、役場の方で審査するんですよ。

だから、行政区長の方はあくまでもそれに対しての署名だけで、区長が承諾したみたいなことにならなければ良い。

【澤上会長】

農業委員会としては、農業で他に色々迷惑をかけない、農地に対して支障がなければそれでOKとするしかないね。

【大森委員】

現実的にこの場所で、すでに太陽光発電設備をやっているんですよ。

【木幡委員】

やっているのは、宅地の方だけです。

【大森委員】

でも、周りでやっていれば許可しても問題ないじゃないですか。

規制にも限界があるのではないか。計画がある中で規制をかけても個人所有のものであるし。

【志賀委員】

農業委員会で許可した後に何か問題が起きないか、そこだけなんですよ。

【井戸川委員】

行政区長会があった時に、はっきり議事録の署名はしないと行ったんですが、そういう訳にもいかないの、やったという事実には署名するけど、議事録の内容に関しては、我々は関係無い。

【榎内推進委員】

条例ができた基本的な考えというのは、太陽光発電設備の整備がどんどん進んできて、これ以上進まないように、その規制をかけたくて条例を作ったんですよ。

【志賀委員】

町がどういう計画を立てて復興しようと考えてるのか分からないですけども、復興する中で、もし太陽光発電設備がどんどんできたら復興はできないのではないかと思うんですよ。

だから、規制をかけてるんだと思うんですよ。

この区域は広域で守るんだっていうようなものを考えれば一番良いんでしょうけども。

【井戸川委員】

あとは30年後、結局最後の撤去は恐らくできないと思うんですよ。だから最初に撤去費用を徴収するとかね。

【中野推進委員】

20年後、30年後に双葉町に太陽光発電を作ってそれを許可したのは誰だと言われないうにだけはしたほうがいいと思う。

【高玉推進委員】

宅地はそうはいかないので、農地限定になるが。

【井戸川委員】

説明会で反対が出たらどうなるんですか。

【中野事務局長】

反対があっても、駄目とは言えません。

そういう話があれば、なぜ反対なのかを聞き、その理由から事業者で再度対応いただく。

例えば、今から家を建てようとしているので、その隣接地にできると困るのでやめて欲しいので再度対応し直してほしいなど。

【澤上会長】

再度対応してくださいっていう感覚ね。

【中野事務局長】

単純に反対だから、受理しないというわけにはいきません。

【澤上会長】

農業委員会としては、現状承認することになりますか。

【志賀委員】

結局どうなったか状況が分からないため、農地に関しては建設課が受理した段階で報告していただいたほうがいいと思うんです。

【澤上会長】

では、ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第6号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第6号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和8年3月23日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字×××の農地を所有権移転し、農地転用を行うものです。

譲受人は、福島県××市×××××/株式会社×××××氏、譲渡人は、東京都××区×××××/×××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字×××××、地目は田で、面積は×××m²。都市計画法上は非線引き区域であり用途地域になります。場所については、位置図、現況図をご確認ください。

資料をご覧ください。3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3)事業の操業期間は許可日から30年間、(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、合計467.52m²の太陽光パネルを合計6基設置するとしており、工事の期間は、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の受理通知日から令和8年6月30日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の北西側に設置する1号柱から、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。なお、フェンスは敷地の境界より0.8mほどセットバックし設置する計画となっています。

4の権利の設定・移転については、所有権の移転、許可後、永年としています。

5の資金計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、防草シートを設置するため、自然地下浸透はするが、北側の水路を復元し、北側に排水できるよう、若干の傾斜は作るとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、公図、株式会社×××××の資金状況を確認するものとして、普通預金通帳の写しを添付しています。履歴事項全部証明書、株式会社×××××の定款、また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

資料を見てください。

場所は、×××××が昔あったところの東側になります。

番地で××、××、×××、××、××は、×××××、×××××で太陽光発電設備を設置済みとなっております。

今回も第3種農地なので原則許可となります。

備考欄に、令和8年2月21日、事業内容説明会開催。

同じく23日の行政区の会合にて説明、3月7日に最後説明会予定となっているが、実際行ったかは確認できておりませんが努力をしている姿は見えるかと思われます。

以上です。

【澤上会長】

それでは、本件について審議に入りたいと思います。質疑、ご意見ありませんか。

【志賀委員】

1点よろしいでしょうか。

この方、前回も出てきたんですね。

何番地かはよくわかんないですけど、どの辺になるんですか。

【石井技査】

前回は田んぼを挟んで、もう1つ上の場所になるため連なっていないです。

【志賀委員】

連坦はしないということだね。

もう一つ聞きたいことは、これは農振農用地、3種農地とか関係なく、連坦はだめだという話ですよ。

【石井技査】

はい。

【志賀委員】

所有者が同じなわけだから、1回でやればいい話を分割していくってことは何か問題があって、そうしているのか。結局、一気にやってしまったほうがいいのに、分割でやる理由は許可をもらえないからなど、そういう話ですか。

【中野事務局長】

前にも話したと思いますが、我々が今まで受けてきた太陽光発電設備はおおよそ一反以内に収まっております。

これはなぜかというと50キロワットの制限がありまして、制限を超えると、保安上の手続き等もろもろ発生するので、50キロワット以内に収まるように設計しております。

だから、大体一反区画に収まります。

隣の田んぼに拡大できるんですけど、そうすると、維持管理の方のコストがかかってしまうため、小さくしております。

【志賀委員】

そうすると、今回みたいに次で出すじゃないですか、それを許可できないってことはないんですか。

【中野事務局長】

許可ができないことはなく、地権者が変われば問題ないです。

【志賀委員】

農地の場合、連坦でなければいいってこと。

【中野事務局長】

農地法上の制限ではなく、これは経産省の方での系統連結の制限になります。

【澤上会長】

×××でね、田んぼにアパートを建てた人がいるんだけど、2棟のうち1棟しか建てなかったの。

なんでこれ一緒にやらないのかというと、大規模開発に引っかかると言ってた。

抜け道だよね。

他に質疑、ご意見ございますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第7号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

事前に通知した議案は以上ですが、事務局から議案を追加したい旨の申出がありました。日程に追加して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。
事務局は議案を配布してください。

【澤上会長】

議案第 8 号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

【森田副主査】

私個人に関する議案となることから、一時退席させていただきたいので、許可願います。

【澤上会長】

許可します。
一時休議します。

(森田副主査退場)

【澤上会長】

会議に戻します。
職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

別紙をご覧ください。議案第 8 号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」、双葉町農業委員会事務局職員の任免について、審議に付す。令和 8 年 3 月 23 日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

町の 4 月 1 日付けの人事異動で、記載のとおり、森田副主査が 3 月 31 日付けで派遣期間満了により派遣元であります東海村へ戻り、後任には、澤畑 洸さんを迎えることとなりました。

農業委員会等に関する法律第 26 号第 3 項の規定により、事務局職員は農業委員会が任免することとなっておりますので、委員会に決定を求めるものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件の審議に入ります。

質疑・ご意見等はありませんか。

【澤上会長】

澤畑さんはいつから来られるんですか。

【中野事務局長】

4月1日からです。

農業委員会とは直接関係ございませんが、農業振興課として19日に内示がございました。異動の内容につきましては今後新聞にも載ると思います。

【木幡委員】

一つ質問をよろしいでしょうか。

東海村とは何か協定を結んでいるんですか。

【中野事務局長】

派遣での協定は結んでおらず、同じ原発立地自治体の関係で応援に来ていただいております。

【中野推進委員】

派遣ということは、給料関係はどうなっているのか。

【中野事務局長】

一部双葉で負担しているものはあるかもしれませんが、基本的には東海村から支給されております。

【中野推進委員】

この派遣がなくなったとき、新たに双葉町の方で採用するのでしょうか。

【中野事務局長】

今回も新入職員は何名か入ってくるようになりますが、たまたま今回は農業振興課には入らなかっただけです。もし派遣がなくなったときにはあらたに新入職員が入ってくるか、入らなければ異動で誰かをあてがうことになると思います。

【澤上会長】

では、ほかに無いですね。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第8号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第8号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(14時 42分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮

議事録署名人 鵜沼 久江

議事録署名人 志賀 睦